

5 日常生活の支援

※ 補装具費や日常生活用具などの支給等を希望する場合には、あらかじめ購入する前に各窓口にご相談ください。

(1) 補装具・日常生活用具

※ 介護保険サービスと共通するサービスは、介護保険が優先されます。

1. 補装具費の支給

身体障害者(児)の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするために次の補装具の購入と修理に要した費用について補装具費の支給を行っています。品目と状況により、身体障害者更生相談所の判定が必要となる場合があります。また、原則1割の自己負担があります。

なお、労働者災害保険法など他の法律により交付される場合は、他の法律が優先されます。

また、健康保険法で給付される「治療用装具」は、治療段階における病状の回復及び改善のために処方されるもので、症状が固定した障害部位を補うための補装具は対象になりません。この場合、その装具の使用目的を吟味し、総合支援法で援護が適当か検討します。

(補装具の種類)

視覚障害者用……………盲人安全つえ、義眼、眼鏡

聴覚障害者用……………補聴器

言語機能障害者用……………重度障害者用意思伝達装置

肢体不自由者用……………義肢、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ(1本杖を除く)、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置

障害児のみ……………座位保持椅子、排便補助具、起立保持具、頭部保持具

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

2. 日常生活用具の給付

在宅の障害者(児)に対し、日常生活を容易にするため、障害者に日常生活用具の給付を行っています。また、原則1割の自己負担があります。(種類は、27～29ページ参照)

なお、障害者手帳の等級や本人及び家庭の状況等により給付が受けられない場合もあります。

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

3. 車椅子の貸与

障害や高齢などで歩行が困難な方に対して、通院・外出などの一時的な用途のために短期間、無料で車椅子を貸し出します。

上限は1カ月までで、自家用としての長期利用はできません。やむを得ず1カ月を超えて使用したい場合はご相談ください。

→窓口 小川町社会福祉協議会 小川町腰越618 パトリアおがわ2階

電話 74-3461 FAX74-3462

メール volunteer@ogawashakyo.or.jp

4. 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病児童等に対し、種目ごとの給付対象者に日常生活

活用用具を給付します。

(種目) 便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体位変換器・車いす・頭部保護帽・電気式たん吸引器・クールベスト・紫外線カットクリームなど

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

(2) 住まいの確保・改善

※ 介護保険サービスと共通するサービスは、介護保険が優先されます。

1. 居住系サービス (障害福祉サービス)

入所施設等で住まいの場としてのサービスを行います。(利用方法については25ページ、事業所については51ページ参照)

施設入所支援・・・施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ及び食事等の介護等を行います。

共同生活援助(グループホーム)・・・地域において日常生活を営む障害者に対して、家事等の日常生活上の支援を提供します。さらに介護を必要とする方には、入浴、排せつ及び食事等の介護等を行います。

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

2. 生活ホーム

自立した生活を望みながらも家庭環境や住宅事情でそれができない身体障害者及び知的障害者に、居住の場を提供するとともに、

生活面での指導・援助を行うものです。町内には以下のホームが設置されています。

○生活ホーム小川 小川町大字奈良梨669-1 電話 72-5911

3. 住宅改修

下肢又は体幹に障害がある方が在宅生活における利便を図るため、居室、便所、浴室等居宅の一部を障害に応じ使いやすく改造する場合、補助の対象になります。ただし、介護保険の対象となる工事や、新築、増築及び改築工事など内容によっては、対象とならない場合があります。

○重度身体障害者居宅改善整備事業

対象者 下肢又は体幹機能障害 1、2 級の身体障害者手帳所持者で所得が一定基準以下の方

○日常生活用具給付事業（住宅改修）

対象者 日常生活用具一覧表（29 ページ参照）

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

4. 町営住宅の優先入居

町営住宅の入居者の選考は、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に居住の安定確保が必要な者を優先的に取り扱うこと（優先入居）が可能です。優先入居の対象世帯は、障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯等が該当します。詳細は下記窓口にお問合せください。

→窓口 小川町役場 都市政策課 開発建築担当

電話 72-1221 FAX74-2920

メール ogawa113@town.saitama-ogawa.lg.jp

5. 県営住宅入居の優遇と県営住宅の家賃減額

母子・父子世帯、高齢者世帯、障害者世帯等が県営住宅への入居申込みをする場合、抽選の当選率が優遇される場合があります。また、入居後、世帯の収入によっては家賃の減免を受けることができます。身体障害者手帳 1～4 級、療育手帳④、A、B、精神障害者保健福祉手帳 1、2 級をお持ちの方が対象です。

→窓口（最寄）埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 熊谷市赤城町 1-147-2

電話 048-524-7963 FAX048-524-9769

（3）在宅生活の支援

※ 介護保険サービスと共通するサービスは、介護保険が優先されます。

1. 訪問系サービス （障害福祉サービス）

日常生活を営むことが困難な在宅の障害者の自宅での暮らしを支援するサービスです。自立生活を支援するため、食事、排泄、入浴などの身体介護、調理、洗濯、清掃などの家事の

5 日常生活の支援

ほか、生活等に関する相談、助言、指導などのサービスを提供します。(利用方法については25ページ、事業所については50ページ参照)

居宅介護・・・自宅で入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などを行います。

重度訪問介護・・・重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、外出するときの移動の支援を行います。

重度障害者等包括支援・・・介護の必要性が特に高い方に、居宅介護など複数のサービスを組み合わせて支援します。

短期入所・・・自宅での介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で食事、排せつ、入浴等の介護等を行います。

自立生活援助・・・施設入所や入院等をしていた人が在宅での单身生活を円滑に送れるよう、定期訪問などの支援を行います。

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

2. 安心生活支援事業

障害者が地域で安心して暮らすために緊急一時預かりと体験的宿泊事業を行っています。利用する場合は、事前の登録が必要です。

- ・緊急一時預かり・・・障害特性による緊急事態、介護者の疾病等により在宅での生活が困難となった場合一時的に滞在できる場所を提供し、介護者の代わりに支援します。

- ・体験的宿泊・・・一人暮らしやグループホームの体験の機会や場を提供します。

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

3. 訪問入浴サービス

家庭において自力で入浴困難な重度身体障害者が対象の月3回を上限とした巡回入浴サービスです。入浴、洗髪などのほか、血圧、体温測定なども行います。一部自己負担があります。(事業所については52ページ参照)

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

4. 障害者紙おむつ利用料助成

在宅の身体障害者で寝たきりの方及び知的障害者で排泄等の介護を常時必要とする方が対象で

す。ただし、他の制度により紙おむつの現物や現金による給付を受けている方は除きます。

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

5. 障害児（者）生活サポート事業

在宅の障害者等が対象です。短時間の日帰りから宿泊を伴う一時預かりや、移送サービス、

外出援助サービス、介護スタッフの派遣などを行います。一部自己負担と利用時間の制限があります。事前に申請により生活サポート券を交付します。（事業所については53ページ参照）

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

6. 配食サービス事業

高齢者のみの世帯の方や単身等で調理困難な身体障害、知的障害、精神障害の各手帳をお持ちの方に対して、昼食を

決まった曜日に自宅に届けるサービスです。利用料が必要です。（事業所については52ページ参照）

→窓口 （65歳未満）小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

→窓口 （65歳以上）パトリアおがわ 長生き支援課 高齢福祉担当

電話 74-2323 FAX74-2343

メール ogawa119@town.saitama-ogawa.lg.jp

7. 福祉サービスの利用援助（あんしんサポートねっと）

認知高齢者、知的障害者、精神障害

者等で、福祉サービスの利用等に関し援助を必要としている方に、利用手続きや利用料の支払い、年金等の受領、生活費のお届け等の援助を定期的に生活支援員を派遣して行います。なお、生活支援員の援助は有料です。

→窓口 小川町社会福祉協議会 小川町腰越 618 パトリアおがわ2階

電話 74-3461 FAX74-3462

メール volunteer@ogawashakyo.or.jp

（4）機能回復・生活訓練

※ 介護保険サービスと共通するサービスは、介護保険が優先されます。

1. 日中活動系サービス (障害福祉サービス)

主に施設又は事業所において、自立を支援するサービス提供します。(利用方法については25ページ、事業所については窓口にお問い合わせください)

自立訓練(機能訓練)・・・自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練(生活訓練)・・・自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。また、必要に応じて施設内で宿泊しながらの訓練も行います。

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

2. 生活訓練等事業

身体障害者に対して日常生活上必要な訓練、指導等、本人活動支援を行うことにより、生活の質的向上を図り社会復帰を促進します。(事業所については52ページ参照)

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

3. 障害児通所支援

障害のある児童に身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、年齢や障害特性に応じた専門的な支援を提供します。(利用方法については25ページ、事業所については50ページ参照)

児童発達支援・・・未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指揮、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

放課後等デイサービス・・・就学中の障害児に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

保育所等訪問支援・・・保育所等に通う障害児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

居宅訪問型児童発達支援・・・重度の障害等により外出が困難な障害児に、児童発達支援や放課後等デイサービスの訓練等を自宅で行います。

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

4. サポート手帳

乳幼児期から成人期に至るまで、一貫した支援を受けたり、様々な生活の場面で障害の特性を適切に理解してもらうための手帳です。主に発達障害のある方や発達が気にかかるお子さんをお持ちの保護者のうち、希望者に配布しています。保護者やご本人がプロフィールや関係機関からの支援状況を記録し、必要に応じて関係機関に提示することによって相互に共通認識を深めることができます。

- 窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当
電話 72-1221 FAX74-2341
メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp
- 窓口 小川町役場 小川町教育委員会 学校教育課
電話 72-1221 FAX 72-7144
メール ogawa116@town.saitama-ogawa.lg.jp
- 窓口 ココット 子育て支援課 母子保健担当
電話 81-6181 FAX81-6186
メール ogawa108@town.saitama-ogawa.lg.jp

(5) 日中活動の支援

※ 介護保険サービスと共通するサービスは、介護保険が優先されます。

1. 日中活動系サービス (障害福祉サービス)

主に施設、事業所において、日中における介護や活動の場を提供します。(利用方法については25ページ、事業所については50ページ参照)

生活介護・・・常に介護を必要とする人に食事、排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護・・・医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

- 窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当
電話 72-1221 FAX74-2341
メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

2. 知的障害者地域ふれあい事業

埼玉県立嵐山郷において在宅の知的障害者に、社会適応訓練、文化的創作活動、軽作業などを提供し、自立を支援します。

- 窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当
電話 72-1221 FAX74-2341
メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

3. 日中一時支援事業

在宅の障害者等の家族の就労支援及び一時的な休息のために、障害者等に日中における活動の場を提供します。(事業所については52ページ参照)

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

(6) 緊急時、災害時への備え

1. 緊急連絡通信システム設置事業

寝たきり等で常時見守りの必要なひとり暮らしの身体障害者、知的障害者または慢性疾患により注意が必要なひとり暮らしの高齢者の方を対象に、電話に送信機を設置し、ペンダント型通報器を使用して24時間体制で安否を見守るシステムです。ペンダントを押すと業者に通報され緊急通報先に連絡します。初期費用として3,300円が発生します。(初期費用及び通話料等の電話代は自己負担になります。)

→窓口 (65歳未満) 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

→窓口 (65歳以上) パトリアおがわ 長生き支援課 高齢福祉担当

電話 74-2323 FAX74-2343

メール ogawa119@town.saitama-ogawa.lg.jp

2. 避難行動要支援者名簿登録制度

避難行動要支援者とは、大地震などの災害が発生したとき、自力で避難することがで

きないなど、第三者の支援が必要と想定される方です。避難行動要支援者は、災害時に地域に孤立してしまう恐れがあります。そこで、避難行動要支援者となりうる方については名簿に登録し、平常時の見守りや災害時の安否確認や援護活動に活用するため、関係機関で共有するものです。

(名簿登録対象者)

- ① 65才以上の寝たきりの状態にある方、または75才以上のひとり暮らしの方
- ② 介護保険の要介護4または5の認定を受けている方
- ③ 1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ④ ①またはAの療育手帳をお持ちの方
- ⑤ 旧災害時要援護者名簿に登録されていた方

(登録方法)

届出書兼同意書に必要事項を記載し、下記へ提出してください。

→窓口 小川町役場 健康福祉課 社会福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

3. 家具転倒防止器具設置費の助成

地震対策の一環として家具転倒による被害を防ぐため、高齢者世帯や障害者手帳をお持ちの方がいる世帯を対象に、住宅の寝室、居間、台所等にある家具に転倒防止装置を設置するための助成を行っています。

→窓口 小川町役場 防災地域支援課

電話 72-1221 FAX74-2920

メール ogawa101@town.saitama-ogawa.lg.jp

4. 救急医療情報カード

万一、自宅で倒れ意識がないなど救急隊員等との会話が困難な場合に備え、かかりつけ医、持病、緊急連絡先などの救急情報を記載し、自宅の冷蔵庫などに貼り付けておくものです。無料で配布しています。

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

5. ファックス119番の事前登録

ファックスによる119番通報について自宅の場所や家庭の状況を事前に登録することにより、迅速に対応することができます。事前登録にあたりテスト送信を行い、正常に受信されるか確認を行います。(内容については10ページ参照)

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

6. NET119緊急通報システムの事前登録

NET119緊急通報システムを利用するには、事前に登録が必要です。事前登録にあたり練習通報を行い、正常に作動しているか確認を行います。(内容については10ページ参照)

→窓口 比企広域消防本部警防課 東松山市上野本1300-1

電話 0493-23-2266 FAX0493-22-3905

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp